## 介護保険料の決まり方と納め方

# 介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

## **▶介護保険料(年額)の通知を7月中旬に発送します**

65歳以上の皆さんに介護保険料の納入通知書兼特別徴収額通知書を7月中旬に通知します。

今回の通知書は、住民税額の確定に伴い、平成27年度の介護保険料を決定(確定賦課)したもので、各納 期の保険料については、既に到来した納期(4月・6月)と今後に到来する納期(8月以降)の保険料の合計 額が、年間保険料額になるように調整しています。

## ◆保険料の納め方

- ●特別徴収(年金からの天引き)……65 歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額 18万円 (月額 15,000円) 以上受給されている方
  - ●8月の徴収額が変更となっている方がいます(特別徴収額の平準化) 介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」とし て納めていただいていますが、収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が著しい場合には、10 月以降の保険料が均等になるよう8月の徴収額を変更しています。
- ●普通徴収(納付書、□座振替による納付)……年度の途中で 65 歳になられた方や転入の方や年金が年額 18 万円(月額 15,000 円)未満の方など

納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関またはコンビニ等で納めてください。 ※納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

月	4月5月	6月7月	8月9月	10月11月	12月1月	2月3月
期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
普通徴	又 4月30日(木)	6月30日(火)	8月31日 (月)	11月2日(月)	12月25日(金)	2月29日(月)
特別徴	4月年金より 天引き	6月年金より 天引き	8月年金より 天引き	10 月年金より 天引き	12 月年金より 天引き	2月年金より 天引き

態に

ある児童

12 月

**4**月

(12月~3月分 (8月~11月分)

父または母が

定の障害状

父または母が死亡した児童

父母が離婚した児童

**■問い合わせ** 介護保険課介護保険担当(内線 112 ~ 114)

#### 母子・父子・寡婦家庭のみなさん。

# お子さんの入進学の 資金計画はお済みですか?

大学や高校の入・進学時には、 なにかとお金がかかるものです。 県では、母子・父子・寡婦家庭 のお子さんの入・進学に必要な資 金計画についてご相談に応じて います。

#### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 限度額の例

私立大学・自宅外通学の場合

- ○修学資金 月額 64,000 円
- ※日本学生支援機構の奨学金と の併用はできません。
- ○就学支度資金 59 万円

#### ■問い合わせ

山梨県中北保健福祉事務所 福祉課児童家庭担当

**2** 055-237-1381

保護命令を受けた児童

年以 父または母から引き続き1 父または母の生死が不明 上遺棄されている児童 たは母が裁判所 から

問い合わせ

※手当の支給開始は申請書を

提出した月の翌月分から 福祉課子育て支援担当 内線175

※ただし所得制限があります ることを目的として、 支給する制度です。 対象児童 児童の福祉の増進を図 (現況届要提出) 手当を

育成されている家庭等を対象 親または母親がいない児童が

支給月 8 月 (4月~7月分

※児童が公的年金を受給でき 未婚の母の子 等は対象になりません。 含む)に養育されている場合 たは母の配偶者(内縁関係も る場合、児童福祉施設・里親 に委託されている場合、父ま

# 養手当支給の お 知 5

児童扶養手当制度とは、 父 以上拘禁されている児童父または母が引き続き1